

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2020.12 No.352

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 藤本)
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・固定資産税の減免について
- ・NISAが改正されました
- ・従業員の情報セキュリティ教育について

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月のお役立ちホームページ

・固定資産税の減免について

新型コロナウイルスで事業収入が減少している方必見

読者の皆様におかれまして、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している事業者もあるかと思われま。そのような傾向にある事業者におかれまして、固定資産税・都市計画税が減免される可能性がありますので、以下でご紹介したいと考えます。

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者におかれまして2021年度（注1）の固定資産税・都市計画税を減免することとなっております。

減免対象は以下のとおりであります。

1. 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
2. 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

減免率については下記のとおりであります。

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率に応じて下記のとおり減免されることとなります。

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

（注1）

本制度はあくまで2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置となっております。今年度分（2020

年度分)については、別途の措置として事業収入が大幅に減少した場合(前年同期比20%以上)、1年間納税猶予が可能となっております。

中小企業者・小規模事業者の範囲

中小企業者・小規模事業者とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合
- 但し、大企業の子会社等は対象外となっております。

なお、業種についてはあらゆる業種が対象となっておりますが、風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業は除かれます。

申告期限について

軽減を受ける家屋、償却資産の所在する自治体への申告期限は2021年1月31日であります。それまでに認定支援機関等で確認を受け、書類を添えて市町村の固定資産税の窓口に申告する必要があります。

認定支援機関に提出する必要書類

事業者からの提出が必要な書類は以下の通りであります。

- (1) 申告書
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者であることなどについての誓約など
- (2) 収入減を証する書類
- (3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)
- (4) 市役所からの課税明細書

TFGは、認定支援機関です。条件に合いそうであれば、ご相談ください。申告期限がございますので直前での対応はできかねる場合がございますので、予めご了承ください。



厚生労働省情報コーナー

「あなたの会社の働き方見直しませんか?」と公式HPにて自己診断ができるようになってきました。中小企業も「うちは違う」とばかり言われていた状況ではなくなっているのではないのでしょうか。一度自己診断してみて、事業の取り組み、制度を確認してみたいかがでしょうか。

NISAが改正されました

タイプ別の違いにご注意ください

まもなく確定申告の時期がやってきます。株式等のインカムゲインやキャピタルゲインの節税対策で脚光を浴びたNISAも令和2年度税制改正でNISAの改正とジュニアNISAの見直しが行われました。ここで

はこれらの改正点とNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）と積立NISA（非課税累積投資契約に係る非課税措置）並びにジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について改めてご説明させていただきます。

令和2年度税制改正

1. NISAの改正

- (1) 積立NISAの勘定設定期間が令和24年12月31日まで5年間延長されました。
- (2) NISAの勘定設定期間の終了（令和5年12月31日）にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置が創設され、積立NISAと選択して適用できるようになりました。
非課税適用確認書の交付申請が令和3年4月1日以後できなくなり、新規の非課税口座開設手続きが簡易開設手続きに一本化されます。

2. ジュニアNISAの見直し

未成年者口座開設可能期間が延長されず令和5年12月31日で終了し、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出しができるようになりました。

NISA

特定口座、一般口座では株式の譲渡益や配当金に対して20.315%の税率で課税されますが、証券会社等の金融機関でNISAを開設することでこの非課税口座内少額上場株式等の配当金等、譲渡益が非課税となります。但し、口座を開設できる人は口座開設をする年の1月1日現在で20歳以上（令和5年以後は18歳以上）の居住者等に限られます。

口座開設可能期間は平成26年1月1日から令和5年12月31日までの10年間ですが、令和6年から令和10年まで新NISAとなります。

口座開設数は各年分ごとに1非課税管理勘定のみで（一定の条件・手続で年分ごとに金融機関の変更は可能）1非課税管理勘定における非課税投資額は120万円が上限（平成26年分と平成27年分は100万円）で未使用枠を翌年以後に繰越すことはできません。

非課税期間は最大5年間で途中売却は可能ですが、売却によって生じた売却部分の枠の再利用はできません。1年分で120万円の非課税枠を最大5年間活用することで非課税投資総額は最大600万円になります。

但し、NISA又はジュニアNISAの口座内で取得した上場株式等の譲渡損失があったとしても原則としてないものとみなされます。

積立NISA

口座開設期間は平成30年1月1日から令和24年12月31日までの20年間でNISAと選択して適用できます。

年間投資上限額は40万円で最長20年間の非課税期間となります。

但し、投資対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等とされ、契約に基づき定期かつ継続的な方法が条件となります。

非課税投資総額は40万円を最大20年間活用することで最大800万円となります。

ジュニアNISA

口座を開設できる人は口座開設をする年の1月1日現在で20歳未満（令和5年以後は18歳未満）又はその年に出生した居住者等ですが、親権者の代理又は同意のもとで投資しなければなりません。また、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。

口座開設可能期間は平成28年4月1日から令和5年12月31日までの8年間で、令和6年1月1

日以後は課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出しができます。また、お1人につき1口座のみの開設で変更はできません。

非課税投資額は1非課税管理勘定のおけるその年中の新規投資額は80万円が上限で未使用枠を翌年以後に繰越すことはできません。

非課税期間は最長5年間で途中売却は可能ですが、売却によって生じた売却部分の枠の再利用はできません。80万円の非課税枠を最大5年間活用することで非課税投資総額は最大400万円になります。

資産運用をするにあたって、非課税を活用できるものはそう多くありません。しかも期限が設定されており延長されるとは限りませんので、この機会に有効に活用してください。



経済産業省情報コーナー

経済産業省から令和3年度の「経済産業政策重点」が発表されました。来年度経済産業省の予算も掲載されています。どの分野に力を入れていくか、参考にいただき事業に活かしてください。

従業員の情報セキュリティ教育について

情報セキュリティの管理と運用

なぜ情報セキュリティ教育が必要か

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)は2003年に法案が成立し、2005年に施行が開始されました。昭和の時代は個人情報の管理など、それほど世間でも大きな意識はありませんでした。しかしIT技術の進展に伴い、企業も顧客情報などを紙ベースではなく、データベース等で一括管理する事例が増え、時代の流れに合わせてこうした法律が制定されるようになりました。現在では法律施行から10年以上が経過しています。法律上は一定以上のデータ件数という縛りがあるものの、個人情報の取り扱いが重要であるということから、たとえ少量の個人情報の流出でも該当企業の信用失墜や損害賠償などにも発展します。

企業経営者が個人情報の取り扱いに対してアンテナを張り巡らせていても、その企業の従業員の情報セキュリティの意識が薄いと、そうしたところから情報漏洩につながる恐れもあります。

個人情報の取り扱いについては、その重要性を経営者のみならず、他の役員や従業員と認識を共有しなければなりません。このため会社内で取り扱っている、あるいは管理しているデータを洗い出すことで現状を把握し、どのような情報セキュリティ対策が必要なのかの方策を策定する必要があります。策定後は従業員への周知を行い、定期的に情報セキュリティ教育を行い、情報漏洩を未然に防ぐ体制が求められます。

個人情報の漏洩で損害賠償や企業信用失墜のリスク

顧客情報のみならず、取引先や従業員の情報についても、個人情報として厳重な管理が要求されます。他にも営業秘密など、その企業の技術に関わる重要な情報の管理が杜撰であれば、外部に流出することによりその企

業の強みを失う原因にもなりかねません。

また情報流出は前述のとおり、企業ブランドの毀損のみならず、顧客情報の流出は損害賠償の対象にもなります。このため、社内で情報管理を行う場合、いかに情報セキュリティが重要であるかの理解を社内で共有する必要があります。

従業員に情報セキュリティの重要性を説明

情報セキュリティの重要性を社内で共有することが必要であることは前述のとおりです。ただし社内で情報セキュリティの基準を設け、それをすぐさま社内ルール化しても、守られるとは限りません。このため、従業員には情報セキュリティが重要であるという説明を行い、理解してもらうことが必要となります。

単に「情報セキュリティ」というと、パソコンやインターネットをイメージしがちです。もちろんその部分は重要ではありますが、情報漏洩はアナログな所から流出するリスクがあることをまず把握しなければなりません。

建物や部屋に入るときカードキー等が必要な状態にする。個人情報のリストなどは出しっ放しにしない。顧客情報等の印字されたペーパーは裏紙に使わない。ゴミ箱に書類を捨てる場合はシュレッダーをかける等、対策はいろいろ考えられます。

他に情報流出のケースとして、データが入ったパソコンを置き忘れる。データの入った USB メモリを置き忘れる等が考えられます。移動の際にノートパソコンを置き忘れるケースとして、飲み会の帰りなどは例としてもよく挙げられます。また電車の中での会話から情報漏洩するケースなどもあり、油断できません。こうした例は枚挙にいとまがないため、過去に情報漏洩した事例集を作成し、定期的に朝礼で発表するなど、情報セキュリティの重要性が浸透するような企業内の仕組みづくりなどを行えば有効に働きやすくなります。こうしたことを普段から気を付けるだけで、情報漏洩リスクをかなり下げることができます。

パソコン上での情報漏洩の対策としては、一昔前に流行した Winny などの情報共有ソフトを入れない、会社で管理しているパソコンはインストールするソフトをチェックする、会社のパソコンを私用に使わせない、古い OS(Windows 7 など)は使わない、セキュリティソフトを入れておく、パソコンや USB メモリを暗号化する、会社で配布するメールの利用基準をあらかじめ決めておく、など対策が必要になります。

メールや SNS から情報漏洩のリスク

上記には電車内での会話からの情報流出を例に挙げていますが、電車に限らず、公の場では情報流出のリスクは常にあります。このため、従業員には情報セキュリティの重要性を理解してもらい、社内での運用ルールを定め、周知徹底が必要になります。

最近ではスマートフォンの普及により、SNS の利用者が爆発的に増えています。うっかり twitter などつぶやいたことが実は企業の技術情報や取引先の情報であったりするケースもあり、こうしたツールで情報が広まってしまうと、回収するのは不可能に近いです。

社内で管理しているメールでも、送り先の間違い、添付ファイルを暗号化していなかったために外部の者に中身を盗み見られるなども想定しなければなりません。

情報漏洩と一言で言っていますが重大なものから些細なものまであります。しかし、些細なところから大変な事態になることもあります。たかがセキュリティでは済まない場合もこれからは増えていくことでしょう。軽く見ている経営者もいっしょにやることが多いと思いますが、損害賠償ともなると多額の資金を請求されることとなります。「A 社の顧客情報が漏れた」これはもう対岸の火事ではありません。



今月のブックマーク

情報セキュリティに関して手の回らない企業も多いと思います。このため経済産業省の情報処理推進機構が中小企業向けに情報セキュリティ対策ガイドラインを公表しています。こうしたものを参考として、企業の情報セキュリティの指針を定めるなど、是非ご活用ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/>

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

固定資産税・償却資産税の特例措置に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症等に関連して中小事業者の特例措置として事業用の固定資産税と償却資産税に減免措置が受けられます。自治体により様式が異なります。認定支援機関の確認を必要としていますので、いつでもご相談ください。

対象者：法人は資本金1億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者
資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下
2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の
対前年同期比減少率 50%以上減少
30%以上50%未満

認定支援機関：**TFG** 税理士法人

期限：令和3年2月1日

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

年末・年始 休業のお知らせ：令和2年12月30日～令和3年1月4日（5日より通常通り）

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

TFG 検索

起業・革新・ベンチャー支援・・・**T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清